



弁護士 京介

「家庭の法学」⑨

こんにちは。弁護士の矢野京介です。

今回は、中小企業の経営者の離婚を取り上げます。会社経営者が離婚する場合、会社の資産と個人の資産の区別が曖昧であつたり、妻が会社の事業に関与していたりすること

今回は、中小企業の経営者の離婚を取り上げます。会社経営者が離婚する場合、会社の資産と個人の資産の区別が曖昧であつたり、妻が会社の事業に関与していたりすること

会社経営者の離婚問題

などから、考慮しなければならぬ特有の問題があります。

このあたりは、理屈では論じられない感覚的な判断になってきます。

次に、妻が会社の取締役や従業員になっている場合、離婚に伴い辞めさせることはできるのでしょうか？ 夫婦の問題と会社の法律関係は、全く別です。妻と離婚するか

まず、会社の資産は財産分与の対象となるのでしょうか？ 会社の資産と社長個人の資産は、別です。原則として、会社の資産は財産分与の

次に、妻が会社の取締役や従業員になっている場合、株主は、会社の経営に関する色々な権限を

別です。妻と離婚するからといって、正当な理由なく妻である取締役を解任したり、妻である従業員を一方的に解雇したりすることは難しいです。従つて、離婚協議の際に、話し合つて、自主的に辞任、辞職してもらう必要があります。また、妻が役員として、会社に

得する手続きも大変複雑です。離婚協議の際に、話し合つて、会社経営者に譲渡してもらうべきです。このように、会社経営者の離婚問題は、身分上の問題にとどまらない諸々の問題を含んでいますので、企業法務と離婚の両方に通じた専門家に相談されることをお勧めします。

弁護士 矢野 京介
 葛西臨海ドリーム法律事務所
 〒134-0088
 東京都江戸川区西葛西 6-13-14
 丸清ビル3階
 ☎03-6808-4161
 ホームページ <http://dreamlaw.jp>